都民連だより

秋号
令和5年10月
（第59巻2号）

特集 孤独・孤立を防ぐために
−どの世代もひとりぼっちにしない社会を目指して− …… p2

新！強化方策活動紹介 …… p4

都民連通信「民生児童委員の役割を正しく理解してもらうために」… p6

キラリ☆この人
東社協コーナー …… p7

活動記録あれこれ
ご当地ミンジーを探せ！
編集後記 …… p8

写真提供：昭島市民生委員・児童委員協議会
交通アクセス：JR青梅線「昭島駅」北口より徒歩３分

民生児童委員が感じた
東京の“季節”

モリパーク いちょう並木（昭島市）

昭島市の都市型リゾートエリアモリパークのいちょう並木は、全長414メートル、歩行者専用道路としては「日本最長」です。豊かな自然に包まれたこの場所は、四季折々の景色が楽しめるスポットとして地域の人々に親しまれています。夜間ライトアップが行われると、木々だけでなく落ち葉も照らされ、並木道全体が黄金色に輝き、昼間とは違う幻想的な景色が楽しめます。

近くにはショッピングモールや遊具が設置された広場もあり、親子連れからお年寄りまで幅広い世代が訪れる、のどかで美しい憩いの場となっています。

東京版 活動強化方策スローガン

「仲間とつくる地域のつながり」

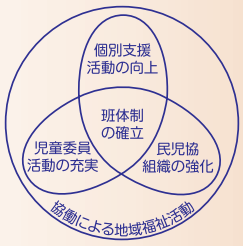

特集

孤独・孤立を防ぐために

-どの世代もひとりぼっちにしない社会を目指して-

令和５年６月７日、「孤独・孤立対策推進法」が公布されました（施行は令和６年４月１日）。

コロナ禍の影響により孤独・孤立の問題が深刻化する中、分野を越えてあらゆる施策を推進し、当事者・家族の立場に立った支援を行うことを目的としています。

今号では、孤独・孤立に悩む人々を誰一人取り残さない社会づくりに向けて、民生児童委員としてどのように取り組んでいくことができるか考えます。

今、人と人とのつながりの希薄化が指摘される中、コロナ禍により深刻化した孤独・孤立に悩む人への支援が必要とされています。

令和４年に行われた国の全国調査によれば、孤独感が「ある」との回答は40・3％を占めました。20～50代においては約半数が該当しています。【下記グラフ参照】

これまで、孤独・孤立は高齢者の問題と捉えられる傾向がありましたが、今回の調査を通じて、全世代にわたる課題であることが明確になりました。

また、孤独・孤立を感じている人のうち、行政やＮＰＯ等からの支援を受けていない人の割合は88・2％に上り、相談窓口やサービスとつながっていないという実態も見えてきました。

こうした状況を背景に、制定されたのが「孤独・孤立対策推進法」（以下、推進法）です。これにより、「孤独・孤立対策地域協議会（以下、協議会）」の設置が地方自治体の努力義務になりました。この協議会は行政や民間団体、地域の支援者が顔を合わせて情報交換を行い、支援内容を話し合う場です。今後、設置が進む中で、民生児童委員の参画も増えていくと考えられます。

また、推進法の附帯決議には「ＮＰＯ、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ること」と明記され、民生児童委員への期待はますます高まっています。

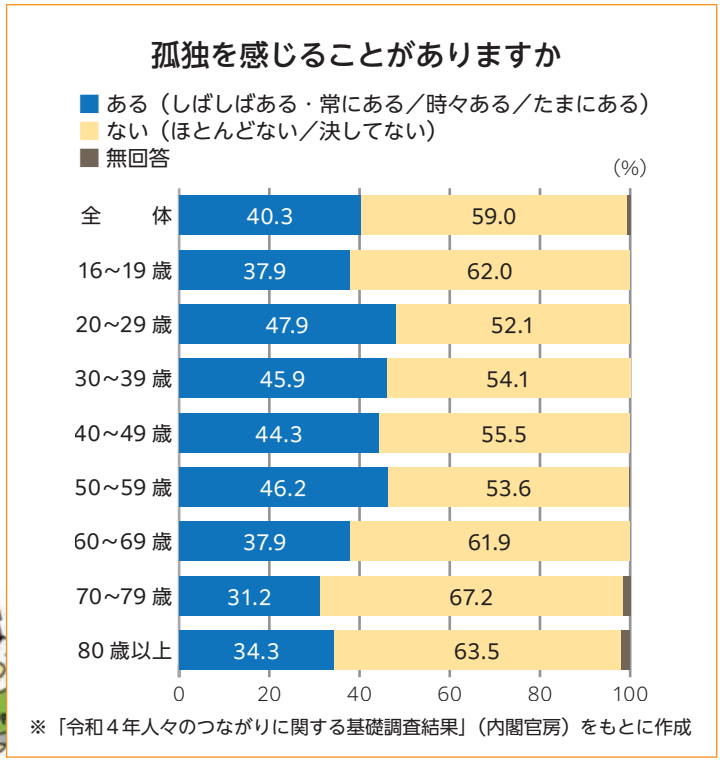

※「令和４年人々のつながりに関する基礎調査結果」（内閣官房）をもとに作成

◆複数の取り組みを展開 ー孤立ゼロプロジェクトー（足立区）

足立区では、平成25年１月、「足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例」が施行されました。本条例により、個人情報の取り扱いや情報共有のルールが整備され、さまざまなかたちで孤立防止の活動が行われています。

「孤立ゼロプロジェクト高齢者実態調査」は、介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身世帯と75歳以上のみの世帯を対象としています。対象者名簿は行政から調査の実施主体である町会・自治会へ提供されますが、同時に区域担

▲自治会によるパトロール

当の民生児童委員にも提供されます。調査の結果、支援が必要とされた方や、不在等で調査できなかった世帯には地域包括支援センターが再訪します。

調査票には「世間話をする頻度」「困り事の相談相手」などの項目があり、調査時に調査員が気付いたことも記載されます。調査結果を記載した名簿も民生児童委員の元へと届けられ、民生児童委員はこれらの情報を参考にしながら、日頃の活動の中で意識的に声掛けを行います。

孤立のおそれがある世帯には、地域包括支援センターが、「絆のあんしん協力員（同プロジェクトで日常的な声掛け・見守りを行うボランティア）」をマッチングし、定期的に訪問。民生児童委員は、この協力員に対して助言などを行います。

さらにこのプロジェクトには、商店街、銭湯、郵便局、配食サービス事業所等が「絆のあんしん協力機関」として登録し、通常業務の中で心配な世帯を発見した時には地域包括支援センターに連絡するという仕組みがあり、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関、町会・自治会等が地域のネットワークを強化するため、年4回程度、連絡会を開催しています。

▲「絆のあんしんネットワーク連絡会」

地域に暮らす一人ひとりが高齢者の孤立防止・発見の目となり、地域一丸となった取り組みが展開されています。

◆多世代交流の場を提供
ー子ども食堂・おとな食堂ー
（練馬区高松・旭町・土支田地区民児協）

土支田地区にある「どんぐりの家」は、平成27年にスタートした「異年齢の居場所」です。社会福祉協議会へ遺贈された戸建住宅の活用について民生児童委員が相談を受けたことをきっかけに、民児協の仲間やOB、町会、近隣住民等の有志が集い、運営委員会を立ち上げました。現在はサロン、体験教室、週1回の学習支援、無料お弁当配布、月1回「こども食堂」「おとな食堂」を開いています。民生児童委員は、食事の準備から交流支援まで、運営全般に協力しています。

特に、おとな食堂は、全ての人が分け隔てなく参加できる場として、近隣にある作業所の利用者や学習支援の必要がある子、学生や高齢者も利用しています。

▲食事をしながら交流

「今まで障がいのある人と関わったことがなかったけれど、ここでは自然に友達になれた」という方もいました。

食事は原則、有料ですが、経済的な困窮等により支払いが難しい方には無償で提供しています。「どんぐりの家は交流の場」という理解が地域に根付いていたことで、こども食堂・おとな食堂を始めた時も生活困窮者向けの支援という印象が強まることはなく、気軽に立ち寄ってもらえます。

コロナ禍では感染防止の観点からお弁当配布に変更して事業を継続していましたが、令和5年7月より少しずつ、その場での食事提供を再開しました。

「ひとりで食べてもおいしくない。みんなと食べられてうれしい」など、参加者の声を聞くたびに、地域のつながりと活動のやりがいを感じています。

▲夏祭りも開催

孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面で、誰にでも起こり得るものです。コロナ禍でも途切れることなく地域とつながり続けた民生児童委員の強みを生かし、既存の活動に結び付けながら、地域における「孤立の防止」や「発見」、「つなぎ」「見守り」の強化に取り組んでいきましょう。

新！ 強化方策活動紹介

今号のテーマ 高齢者を見守る

令和8年度までの重点事業である「東京版 活動強化方策」に引き付けて、各地区の実践活動の参考となるよう、都内民児協をはじめ、他県民児協の取り組みや関係機関の事業等をご紹介します。

柱①・⑤ 通いの場活動「いきいき元気塾」

－台東区浅草橋地区民児協－

台東区では、65歳以上の地域住民がグループとなって行う通いの場活動が各地区で実施されています。

その一環として浅草橋地区で実施されているのが「いきいき元気塾」。隔週の水曜に【夜の部】、木曜に【昼の部】として月4回、60歳～90歳代の住民が町会会館に集い、手首足首に重りを着けて行ういきいき百歳体操で体を動かします。

活動には民生児童委員等が5人体制で関わっています。「高齢者の足の筋肉を鍛える場をつくれないか」という関係者の思いから、区の支援を受けて6～7年前に夜間の集いを開始。いきいき百歳体操のDVDが作成されてからは、日中の時間帯にも実施することになりました。

▲【昼の部】活動の様子

体操中は区民ボランティア（ころばぬ先の健康体操サポーター）が指導に当たる他、区から派遣された理学療法士に運動する際のポイントを教えてもらう機会も設けています。

▲体を動かした後のおやつタイム

いきいき元気塾は近隣地区の住民が自由に参加でき、活動を通じて地域内に顔見知りが増えていきます。参加者名簿からその日の活動を休んだ人も分かるため、町で会えば「この間お休みしたね。どうしたの？」「実はお医者さんに行っていてね」と自然な声掛けや会話が生まれ、住民の状況把握につながっていることも活動の利点です。

社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員の活動見学も積極的に受け入れており、地域のネットワークをより強固にする取り組みの一つとなっています。

東京版 活動強化方策の5本の柱

1. 支援力を高める〔個別支援活動の向上〕
2. チームで動く〔班体制の確立〕
3. 組織を活かす〔民児協組織の強化〕
4. 子どもを育む〔児童委員活動の充実〕
5. 地域をむすぶ〔協働による地域福祉活動〕

柱1 高齢者見守り事業
－狛江市民児協－

狛江市民児協では、コロナ禍で訪問活動が制限されたことを受け、高齢者の安否確認の方法を検討した結果、他地区の取り組みを参考に、令和2年度から新たにポスティングによる高齢者見守り事業を始めました。

独居を含む75歳以上のみの世帯を対象に、民生児童委員と地域包括支援センターの連絡先を記載したリーフレット、民生児童委員だより、フレイル予防体操のチラシ、ウェットティッシュ等を投函します。この取り組みの工夫は、近況等を書いて返信できるようにした官製はがきを同封したこと。

令和2年度は実際に、約4割の高齢者から返信があり、「いつも見守り、ありがとうございます」などの感謝の言葉もたくさん送られてきました。また、これを機に電話や声掛けを行うようになる等、新しく関係を築くきっかけにもなりました。

これからも、どんな時でも地域の高齢者に気を配り、つながり続けていきたいと考えています。

柱1・5 地域支えあい事業
－愛知県名古屋市－

名古屋市の実施する「地域支えあい事業」は、電球交換やごみ出しなど、高齢者のちょっとした困り事を、地域住民同士の助け合いによって解決する取り組みです。支援の流れは、各小学校区に配置された「ご近所ボランティアコーディネーター（地域住民）」が高齢者からの相談を受け付け、相談内容に対応できる「ご近所ボランティア」と調整し、困り事の手伝いを行うというもの。ボランティアは登録制で、活動に応じてボランティアポイントが付与され、地域福祉活動に還元される仕組みです。

特に、児玉学区では事業立ち上げの時から民生児童委員が中心となり、関わっています。事業を始めるにあたり、まずは地域住民への周知が必要だと、地域のさまざまな団体に足を運び、取り組みを説明。説明用のDVDも作成し、より多くの人に知ってもらうことができました。現在は約60名がボランティア登録をしており、地域の中で、支え合う力が育まれています。

これからもこの取り組みを通じて地域の福祉力を高め、高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう支援をしていきたいと思っています。

都民連通信

民生児童委員の役割を正しく理解してもらうために

8月25日、令和5年度常任協議員研修会を実施しました。本研修では「民生児童委員活動と普及・啓発」をテーマに、各地区における普及・啓発活動の現状や課題、ICT（情報通信技術）の活用と留意点について学び合いました。その一部をご紹介します。

なぜ普及・啓発が大切か

研修の前半は、普及・啓発活動の意義と基本的な考え方について講義を通じて確認し合いました。

民生児童委員の役割は、住民の困り事を受け止め、必要な支援につなぐことです。民生児童委員はまず、住民から「相談できる相手」として認識されなければなりません。そのためには、「どのような相談ができるのか、相談するとどんなことが期待できるのか」を分かりやすく伝えることが求められます。具体的な相談事例の紹介や、ターゲットを絞って行うPRは大変効果的です。

また、関係機関との連携体制の構築・強化においても普及・啓発は欠かせません。適切な役割分担を行うために、民生児童委員にできること、できないことを伝えましょう。

▲村井祐一氏（田園調布学園大学教授）による講義

実践の方法はさまざま

現状では、広報紙への掲載、パネル展やグッズ配布、ポスター掲示、懸垂幕やのぼり旗の掲示、動画放映などの方法で普及・啓発活動が展開されています。

研修後半のグループ協議では、各地区の具体的な活動内容について情報交換を行い、「パネル展の際に区域割の地図で担当者を表示した」「ケーブルテレビを活用した」「主任児童委員が知られていないので主任児童委員のパンフレットを作成した」「民生児童委員の講座を開いたところ、委嘱につながった」などの工夫・成果を共有しました。

今後に向けた課題

実践を振り返る中で、今後に向けた課題やアイデアも出し合いました。具体的には「若年層の認知度が低いため、若い人が集まる場所でのPRを検討する」「委員自身が児童委員の自覚を持ち、どうアピールするかが課題」「民生児童委員は大変というイメージがあるため、楽しいことをアピールする」といった内容です。また、「活動について適切に伝えないと過度な期待をされてしまう」という意見もあり、役割を正しく理解してもらうことの大切さを再確認しました。

▲各グループの協議結果を報告

ICTの活用と留意点

近年では、あらゆる分野でICT化（※1）が進んでいます。民生児童委員活動においても、ホームページを運用している地区や、高齢者サロン等の様子をSNS（※2）で発信している地区があります。これらのツールをどう活用して普及・啓発を進めていくかはこれからの課題の一つです。

その際は、個人情報の取り扱いについて十分に注意しなければなりません。民生児童委員には守秘義務があり、どのような場面においてもこれを遵守しなければなりませんが、インターネット上で発信された情報は回収や完全な削除が困難なため、より慎重に対応する必要があります。

委員一人ひとりが情報の取り扱いについて意識を高め「個別事例に関することは絶対に書き込まない」「写真を掲載する際は、本人に現物を見せて許可を得る」などの対応を徹底しましょう。併せて、民児協においても個人情報やICTに関する学習会を設けるなどしながら、適切なルールの整備・共有に取り組みましょう。

※1 ICT…インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの略。情報や通信に関連する科学技術の総称。
※2 SNS…ソーシャル ネットワーク サービスの略。インターネット上で利用者同士が交流できる仕組みをいう。
X（旧Twitter）やFacebook、Instagram、LINE、YouTube、TikTokなどの種類がある。

キラリ この人

広がれ！　面打ちの魅力

墨田区民生児童委員
守谷（もりや） 政義（まさよし）さん

守谷さんが面打ちを始めたきっかけは、区の生涯学習講座です。１年間の講座終了後も、共に学んだ仲間と自主研究を行い、どんどん面打ちの世界に引き込まれていきました。そんな中、足を運んだ展覧会で出合った美しい面。その作者に師事を仰ぐことに決め、現在は月２回教室に通っています。

教室では伝統的な型の面だけでなく、創作面も教えてもらえることが魅力の１つ。守谷さんは若い頃の娘さんやお孫さん、好きな絵画をモデルにするなど、自分が素敵だと思ったものを元に楽しく制作しています。

そして、面打ち人生の中での大きな思い出が、先生が開いている全国４カ所の教室合同で展覧会を開催したことです。「大変だったけど、達成感がありました」と話します。教室に通い始めてしばらくたった頃、合同展覧会を開きたいという声はあるものの、実施には至っていないという話を聞き、一念発起しました。守谷さん主導で先生や各教室、会場と連絡を取り、動き出したところ、100 にも及ぶ作品が集まり、2014 年から計４回、無事に開催することができました。

これからの楽しみは、仲間と共に面の常設展を教室の１階に開くこと。展示を見て、教室に来て、多くの人に面打ちが広がっていくと良いなと、わくわくしながら準備を進めています。

東社協コーナー

東京都社会福祉協議会

東京の地域福祉の動きや調査結果などをお伝えします。

ケアリーバーが安心できる場所を社会に

ケアリーバー。児童養護施設等の退所者や里親委託等を解除された社会的養護経験者を指します。厚生労働省は 2021年にケアリーバーを対象に全国調査（※）を行い、ケアから離れた後に彼らが直面する厳しい状況や課題が浮き彫りになりました。その多くは経済的不安を抱え、「周囲に相談できる人がいない」との声も聞かれました。

制度改正がすすみ、ケアから離れた後も切れ目のない支援が一層求められる中、支援現場には人材不足等のさまざまな課題があります。今回は、施設の“しくみ”として退所者支援に取り組み続ける児童養護施設「子供の家」と、地域でケアリーバーを含む若者に対して活動する一般社団法人「SHOEHORN」の取り組みの一部を紹介します。

清瀬市にある子供の家では、2020年から近隣のアパートを借り、「ステップルーム」として利用者が退所後を見据えたひとり暮らし体験を重ねていく事業を新たに始めています。事業を機に利用者や職員が新たな気付きを得るほか、地域で困窮した退所者等を受け入れ、再スタートのサポートにつなげています。

一方、SHOEHORN は元児童養護施設職員が始めた団体で、2018年より吉祥寺のカフェを拠点に活動をしています。カフェを訪れる若者の話を聞いたり、一緒に食事をしたり働くこと等を通じて、若者と多様な「接点」を持つことを大切にしています。

社会的養護から離れた“ケアリーバー”が安心できる社会には、出身施設だけでなく地域の多様な主体が関わり、必要な支援について共に考えていくことが求められます。

（※）「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」

記事の詳細は「ふくし実践ポータルサイト」よりお読みいただけます

活動記録あれこれ

「高齢者宅への訪問 目的別の記入の仕方」

高齢者宅への訪問は民生児童委員活動の中でも代表的なものですが、調査活動や住民の安否確認等、訪問の目的によって記録の仕方が異なります。ケース別に記入のポイントを押さえておきましょう。

	活動概要	相談・支援件数		その他の活動件数			訪問回数		活動日数
		内容	分野	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	訪問・連絡活動	その他	
				(1)	(2)	(3)	(7)	(8)	(11)
①	民児協主催の見守り訪問事業で６軒訪問し、２軒は留守だった。また、訪問時Ａさんから介護保険の相談を受けた。	(2)	(16)			一	正	丁	○
②	調査で３軒を訪問。１軒は留守だった。			丁				下	○
③	行政依頼の特殊詐欺防止のチラシを５軒に届けた。				一			正	○
④	Ｂさん宅を訪問して高齢者調査を行い、行政依頼のフレイル予防のチラシを渡した。			一	一			一	○

【記入のポイント】

①⇒見守り目的の訪問では、安否が確認できれば（７）、できなければ（８）にそれぞれ記入します。民児協が主催あるいは他機関・他団体と共催する事業による訪問の場合は、（３）に記入します。また、活動中に住民から個別相談を受けた場合は、「相談・支援件数」にも忘れずに記入しましょう。

②⇒留守を含む実際の訪問件数を（８）に記入します。（１）には調査できた件数を記入してください。なお、調査は他機関からの依頼でも（２）には記入しません。

③⇒チラシ配布のために訪問した延べ件数を（８）に記入します。協力している事業は１つのため、何軒届けても（２）には１件のみ記入します。

④⇒１回の訪問で複数の活動をした場合には、それぞれの該当項目に件数を計上します。なお、訪問回数は１件のみとなります。

ご当地ミンジーを探せ！

どこにいるのかな？

東京で平成 23 年に誕生したミンジーは、全国の民児協でも大活躍中！　現在、14 のご当地ミンジーがいます。今回ご紹介するのは札幌市のご当地ミンジー。本紙のどこかに隠れているので、ぜひ探してみてね！

第２回　時計台帽子がポイント～札幌市～

札幌ミンジーは、市内 20 地区民児協の応募により、令和４年８月に誕生しました。

手には市の花「ライラック」を持っています。札幌市のシンボルの一つ「時計台」を帽子風に表現し、民生児童委員活動が「時計台」のように幅広く親しまれることをイメージしています☆

［答え］P.2.4.7.8　計４札幌ミンジー

・編集委員
佐藤 せつ子（港区）　倉田 ゆかり（北区）
井出 満寿美（大田区）　名取 貴子（練馬区）
山岸 早苗（江戸川区）　武田 洋子（稲城市）
宮﨑 邦子（国分寺市）　井出 亜紀（西東京市）
髙橋 悦子（武蔵村山市）

・編集協力　中村 喜美子（都民連副会長：都民連だより担当）

・編集後記

東京には、あまり知られていませんが、素敵な場所がたくさんあります。今号表紙のモリパークもその一つ。この季節の神宮外苑はとても有名ですが、モリパークはもっと大きなスケールなのです。これからも各地区の民生児童委員が季節に合わせて「とっておき」の場所を紹介していきます。乞うご期待。

前号から全国の「ご当地ミンジー」を掲載しています。それぞれ地域の特色が出ていて、なるほどと思います。見ていて楽しいですね。　井出 満寿美

・発行
東京都民生児童委員連合会
〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4F
TEL：03（3235）1163　FAX：03（3235）1169
E-Mail：tominren@tcsw.tvac.or.jp
年４回発行　印刷：前田印刷株式会社